

利用調整(選考) 基準について

申込のあった児童について、利用調整（選考）により入所児童を決定します。

選考方法は、申込書類に基づき、保育を必要とする事由による基礎点数、優先利用等による調整点数、その総合点数の高い順に入所を承諾していきます。

利用調整基準点数表

1. 基礎点数（父母の状況）

		父・母の状況		点数	父	母
保育を必要とする事由		細目				
家庭外労働	法人からの被雇用者 (育児休業復帰予定者含む)	月160時間以上の労働		20		
		月140時間以上の労働		19		
		月120時間以上の労働		18		
		月100時間以上の労働		17		
		月80時間以上の労働		16		
		月64時間以上の労働		15		
自営業 ・ 農業	個人事業主・家族従事者 (専従者給与を貰っているもの) または 個人からの被雇用者	月160時間以上の労働		20		
		月140時間以上の労働		19		
		月120時間以上の労働		18		
		月100時間以上の労働		17		
		月80時間以上の労働		16		
	月64時間以上の労働		15			
	その他 (専従者給与を貰っていないもの、 無給、農業手伝い等)	月160時間以上の労働		10		
		月120時間以上の労働		9		
		月100時間以上の労働		8		
		月64時間以上の労働		7		
家庭内労働	内職	月160時間以上の労働 または月額20,000円以上の収入が継続して3カ月以上ある		16		
		月120時間以上の労働 または月額10,000円以上の収入が継続して3カ月以上ある		14		
		月80時間以上の労働 または月額5,000円以上の収入が継続して3カ月以上ある		12		
		月64時間以上の労働 または月額3,000円以上の収入が継続して3カ月以上ある		10		
内定	月160時間以上の労働		18			
	月140時間以上の労働		17			
	月120時間以上の労働		16			
	月100時間以上の労働		15			
	月80時間以上の労働		14			
	月64時間以上の労働		13			
就学 (通信制をのぞく)	月160時間以上の就学		20			
	月120時間以上の就学		18			
	月80時間以上の就学		16			
	月64時間以上の就学		14			
介護・看護	月120時間以上の介護・看護		14			
	月64時間以上の介護・看護		10			
求職活動中	現在労働をしておらず、求職活動中		6			
	月64時間未満の仕事をしながらか求職活動中		8			
罹災等	火災や風水害・地震等による避難者や復旧活動中のもの(要罹災証明等)		1~20			
出産	出産前後である(産前2か月、産後3か月)		18			
病気・障害	入院 通院 自宅療養	児童の保育が完全に不可能な状況		20		
		児童の保育が困難な状況		15		
		児童の保育が部分的に困難な状況		10		
	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		20		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級		12		
身体障害者手帳4~6級、精神障害者保健福祉手帳3級		10				
特別な支援が必要な場合	虐待のおそれやDV等が認められる状態		1~100			

2. 児童の家庭の状況等に関する調整点数

児童の家庭の状況等		細目	点数	世帯
世帯の状況	ひとり親世帯	母子・父子世帯（離婚調停中含む。別居のみ。離婚は成立しているが同居している場合は除く。）	25	
	生活保護世帯	就労意欲が高く自立支援につながる場合等	2	
	生計中心者の失業	自己都合ではない失業かつ就労の必要性が高いと認められる場合	10	
	同居の祖父母（65歳未満）の状況	保育可能な祖父母と同居していない	15	
児童の状況	障害児	入所申込児童が集団保育可能とされた障害を有する場合	4	
	転園	自己の都合によらない転園	10	
	認可外保育施設の在園児	認可外保育施設に常時児童を預けている	4	
	地域型保育事業の卒園児	地域型保育事業の保育施設等を卒園予定	4	
その他	待機児童解消対策	市内の認可保育所・認定こども園に勤務する保育士等の子ども(月120時間以上)	15	
	待機児童解消対策	市内の認可保育所・認定こども園に勤務する保育士等の子ども(月120時間未満)	5	
	休園・廃園による転園	うきは市が行う休園・廃園措置に伴う転園	20	
	申込受付日以降の申込	正当な理由がなく遅れて申し込まれた場合	-4	
	父・母の労働状況	夜間の勤務のみ	-2	
		単身赴任等による長期不在	5	
その他	その他、基礎点数及び調整点数の各項目では判定できない状況	-20~20		

○基礎点数について

父母それぞれの基礎点数を合算し、世帯の基礎点数とする。父または母が複数の事由に該当する場合は各々について基礎点数が高い方の事由を採用する。

- ①労働に関する事項について、週3日以上以上の労働を原則とする。
- ②内職については、就労証明書または直近3カ月間の収入証明書を基に判定する。
- ③罹災等については、その状況等の程度(罹災証明等)により判定する。
- ④病気については、医師の診断書や意見書、または状況を客観的に確認できる書類を以て判定する。
- ⑤4月入所希望の保護者の育児休業については、就労証明書を以て判定する。4月以外に入所希望の保護者の育児休業については、就労証明書及び育児休業給付金支給決定通知書等の写しを添付した育児休業証明を以て判定する。

○調整点数について

- ①調整点数の加減算は、父母の基礎点数に対して行う。
- ②各細目は重複して加減算する。
- ③調整点数は、保護者からの申請や聞き取り等に基づき、確認できた場合に適用する。
- ④その他のその他については、基礎点数及び調整点数で対応が出来ない場合に限り適用する。